11月　昭和59年10月25日　No.171

# 福生 市のお知らせ

▩発行　福生市　▩編集　企画財政課広報係　☎ 51-1511

## 東京都基準地価格

10月1日に、東京都基準地価格が発表されました。

これは、土地取引が正常な価格で行われるようにと、東京都が毎年1回、7月1日現在の基準地の標準価格を公表する制度で、福生市内では8か所の基準地が設けられています。

昨年の当市内の基準地価格は、前年に比べ平均2・6％の値上がりでしたが、今年は前年に比べ平均1・7％の値上がりとなりました。

**基準地価格表**（昭和59年7月1日現在・1平方メートル当り）

| 基準地の所在 | 価格 59年 | 価格 58年 | 値上がり率 |
|---|---|---|---|
| 福生市北田園2丁目12番2 | 161,000円 | 156,000円 | 3.2% |
| 南田園1丁目9番22 | 150,000 | 147,000 | 2.0 |
| 加美平1丁目24番18 | 162,000 | 160,000 | 1.2 |
| 志茂132番2 | 167,000 | 165,000 | 1.2 |
| 大字熊川字武蔵野1414番61 | 153,000 | 150,000 | 2.0 |
| 本町70番3ほか1筆 | 277,000 | 272,000 | 1.8 |
| 志茂202番6 | 235,000 | 232,000 | 1.2 |
| 武蔵野台1丁目24番2ほか1筆 | 125,000 | 123,000 | 1.6 |

## 国民年金だより

### 年金の受給資格を失うことのないように

国民年金は、高齢になったとき老齢年金を受けたり、万一病気やケガで働けなくなったり、一家の働き手が亡くなったりしたときに年金が受けられますが、年金を受けるには、20歳から60歳までに最低25年の保険料納付または免除期間が必要です。

したがって過去に厚生年金など公的年金の加入期間、配偶者期間（カラ期間＝国民年金に加入しなかった期間を25年の資格期間として認められる期間）がない場合、35歳の誕生日が、25年の必要期間の最終期限となります。

まだ加入されていない方は、至急加入手続きをしてください。

お問い合わせは、市民課年金係（☎51―1511内線269・270）へ。

## 一日下請相談

製造業にたずさわる方々を対象に、下請取引の紹介・あっせん及び、下請取引の改善指導等の相談を無料で行います。

▽**日時**＝11月21日（水）午前10時～午後4時　▽**場所**＝商工会相談コーナー　▽**問合せ**＝福生市商工会（☎51―2927）、（財）東京都中小企業振興公社　立川相談所（☎27―7477）へ。

### 家屋の取りこわし工事前に水道給水管の撤去工事を

最近、住宅の建替えにより、古くなった家屋の取りこわしを見かけますが、その時に水道給水管（本管からは所有者の費用で工事をした給水管）の破損等の事故が多く発生しています。

水道給水管の地中配管は、取りこわし業者にはわからないため、ブルトーザー等での破損事故が多く発生しているわけです。

家屋の取りこわしを計画した場合は、事前に水道給水管の撤去工事を済ませてから、家屋の取りこわし工事にかかってください。

また、市から貸与してある量水器（メータ器）の紛失もありますが、量水器を整地等で紛失いたしますと、家屋所有者から弁償金を支払っていただくことにもなりますので、十分気を付けてください。

給水等の問い合わせは、水道事務所給水係（☎51―2911）へ。

### 10月1日から被用者保険本人の方も心身障害者医療費助成制度の対象です

10月1日より被用者保険本人で、身体障害者手帳（一級・二級・内部疾患三級）または、愛の手帳（一度・二度）をお持ちの方に、健康保険法の改正に伴い、心身障害者医療費助成制度の対象者として自己負担金の助成を行います。

この制度は心身障害者の方が被用者保険・国民健康保険等で医療を受けたとき、病院や診療所の窓口で支払う自己負担金を助成するものです。

▩**対象者**

・身体障害者手帳一級・二級の方（心臓・じん臓・呼吸器の機能障害については三級の方も含む。）

・愛の手帳一度・二度の方

▩**所得制限**

| 扶養親族等の数 | 基準額 |
|---|---|
| 0人 | 3,957,000 |
| 1人 | 4,257,000 |
| 2人 | 4,557,000 |
| 3人 | 4,857,000 |
| 4人 | 5,157,000 |
| 5人 | 5,457,000 |

該当する方は、申請してください。

厚生課厚生係（☎51―1511内線313・314）へ。

### ご出席ください 年末調整の説明会

昭和59年分給与所得の年末調整説明会を行いますのでご出席ください。

▽**日時**＝11月27日（火）午後1時　▽**場所**＝商工会館3階ホール

※源泉徴収票などの用紙は、会場で配布します。▽**問合せ**＝青梅税務署源泉部門（☎0428―22―3185内線211）へ。

### 税を知る週間 11月11日～17日

税務署では、相談や質問をお受けする窓口をより一層広げて皆さんのおいでをお待ちいたしております。お気軽においでください。

| 開催日 | 場所・時間 | 内容 |
|---|---|---|
| 11月16日（金）17日（土） | 西友ストアー福生店 午前10時～午後6時 | 出張税務相談（間接税展併設） |

## 市の組織を改正しました

―行政事務の質的・量的変化に対応―

市政の効率的な運営を図るため事務事業、組織などの見直しを進めてきましたが、このほど組織を一部改正し、10月15日からスタートしました。

今回の改正は、行政事務の質的・量的変化に対応するため、可能な限りの統合化を図り、また、西口再開発等まちづくりをはじめとする新たな行政展開に必要な部門を強化、さらに市民からみてわかりやすい組織とするために行ったものです。

なお、今回の組織改正にともない課や係が新設されたほか、名称が変わったり、廃止となった課などがありますので紹介します。

（※ここに紹介する以外の部や課などは上記の表のとおり従来と変わりません）

＜**企画財政部**＞　企画財政課に電算化担当を新設。渉外担当（新設）、調整担当にそれぞれ、主幹を配置し、市史編さん担当は課に昇格し、市史編さん室となりました。

＜**市民部**＞　市民課に保険年金課（保険係・年金係）を統合し、経済課に公害係を統合しました。衛生課を廃止し、新たに環境防災課（清掃係・防災係）を設置しました。

＜**福祉部**＞　保険年金課を廃止、新たに健康管理課を設置しました。

＜**建設部**＞　土木課の管理係に庶務係を統合。都市計画課は名称を「都市開発課」と変更し、西口再開発担当を新設しました。

### 新しい市の組織図

☆印は、新設や名称変更・移管など（昭和59年10月15日実施）。
※なお、教育委員会・選挙管理委員会・監査委員の各事務局は従来と変わりありません。

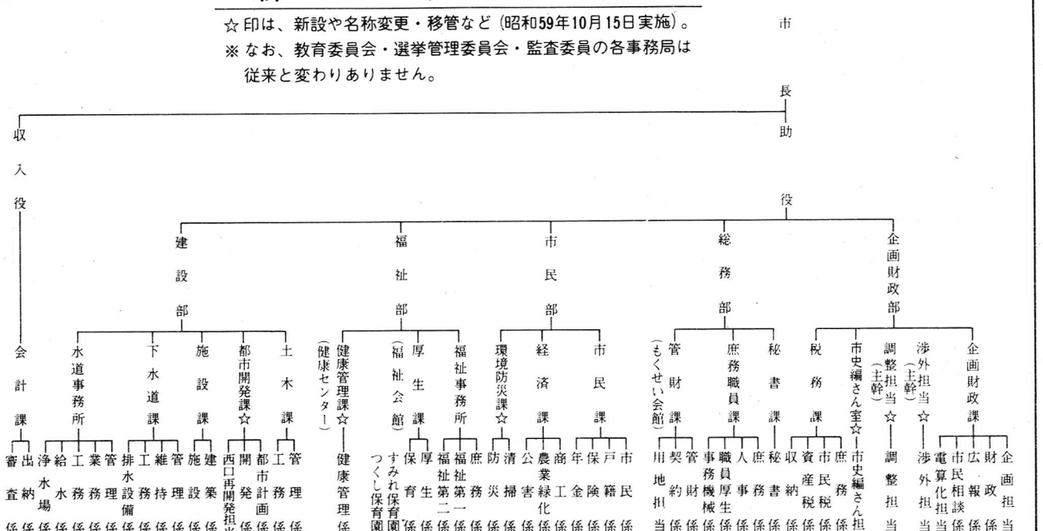


### 11月の母子衛生行事

**3か月児検診**　11月20日（火）
該当児　昭和59年7月生まれのお子さん

**6か月児検診**　11月13日（火）
該当児　昭和59年5月生まれのお子さん

**9か月児検診**　11月9日（金）
該当児　昭和59年2月生まれのお子さん

**1歳6か月児検診**　11月28日（水）
該当児　昭和58年4月生まれのお子さん

**3歳児検診**　11月6日（火）
該当児　昭和56年10月生まれのお子さん

**受付時間**　福生保健所＝午後1時～2時　健康センター＝午後1時30分～2時30分

**場**　▽3か月児と3歳児は福生保健所　▽6・9か月児・1歳6か月児は健康センター

**保育相談**　11月2日（金）
午後1時30分～2時30分
会場　健康センター
保育全般と母体保護

**問合せ**　福生保健所（☎51―0811）か健康センター（☎51―1511内線366）へ。

※　各検診とも母子手帳をお忘れなく。なお、6・9か月児検診は受診券も必要です。

### 11月の無料相談

**法律相談**　11月14日（水）・21日（水）・28日（水）
・予約制先着8人。相談日の6日前から電話で受け付けます。
☎51―1511内線218

**人権身の上相談**　11月7日（水）
午後1時～4時

**行政相談**　11月7日（水）
午後1時～4時

**交通事故相談**　11月15日（木）
午後1時～4時

**パートタイム相談**　毎週火曜日
午後1時～4時

**年金相談**　11月8日（木）・22日（木）
午前9時～午後4時

**登記相談**　11月1日（木）
午後1時～4時

**少年相談**　11月9日（金）
午前9時～午後5時
・予約制、当日午後4時までに市民相談室（☎51―1511内線217）へ。相談日以外は警視庁立川少年相談センター（☎22―6938）へ。
※いずれの相談も、会場は市役所1階市民相談室です。

**心配ごと相談**　11月7日（水）・14日（水）・21日（水）・28日（水）
午後1時～4時
会場　福祉会館

**心身障害者相談**　11月21日（水）
午後1時～4時
会場　福祉会館

**母子相談**　毎週金曜日
午前9時～正午
会場　福祉事務所

**児童相談**　毎週月曜日
会場　福祉事務所

**教育相談**　毎週月～金曜日
午前9時～午後4時
会場　市民体育館相談室
・予約制☎52―5511

**市民相談**　毎日午前9時～午後4時（土曜日の午後、日曜日、祝日を除く）

**緑の相談**　11月2日（金）
午後2時～4時
会場　市民相談室
※　電話でも受け付けます。
☎51―1511内線217

# 11月の予防接種

11月の予防接種は、インフルエンザ・三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）とポリオ生ワクチン（急性灰白髄炎）です。予防接種を受けるお子さんの体温は、接種前夜と当日の朝、それとお出掛け前に計り問診票に記入の上必ず印かんを押して母子手帳と一緒に当日持参してください。なお、予防接種を受けるお子さんは、前日早めに寝かせて十分に睡眠をとらせてください。

※問診票には、必ずボールペン等で記入し、鉛筆で記入のものと印かんの押してないものは受け付けることができませんのでご注意ください。予防接種の対象者で指定した日に都合が悪い場合には、いずれかの都合のよい日に受けてください。

**受付時間**　午後1時20分～2時20分

**場　所**　健康センター

| 月日 | 曜 | 接種区分 | 対象者 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 11・1 | 木 | インフルエンザ | 昭和53年4月2日～昭和54年3月31日生れ | |
| 11・5 | 月 | インフルエンザ | 昭和54年4月1日～昭和55年3月31日生れ | |
| 11・6 | 火 | インフルエンザ | 昭和55年4月1日～昭和56年10月16日生れ | |
| 11・19 | 月 | インフルエンザ | 1回目の未接種者 | 満3歳から小学校入学前の子供が対象で、1～4週間の間隔で毎年2回受ける。 |
| 11・29 | 木 | インフルエンザ | 2回目の未接種者 | |
| 11・12 | 月 | 三種混合 | 昭和57年4月1日～昭和57年6月30日生れ | 1期は3回式で満2歳から満4歳未満が対象。 |
| 11・16 | 水 | 三種混合 | 昭和57年7月1日～昭和57年9月30日生れ | |
| 11・21 | 金 | ポリオ生ワクチン | 1回目及び2回目の未完了者 | |

今年度から新規の予防接種の対象者については個人通知済ですが、通知のなかった方、あるいは不明の点はお問い合わせください。ただし、インフルエンザについては新規の対象者についても個人通知はいたしません。

**問合せ**　健康管理課健康管理係（☎51・1511　内線366）へ

## 胃がん検診

▽**日時**＝11月14日（水）午前9時～11時　▽**場所**＝健康センター　▽**対象者**＝市内在住の満35歳以上の方、及び前回の検診を受けて1年以上過ぎている方。　▽**定員**＝先着55人　▽**費用**＝無料　▽**申し込み**＝11月7日（水）午前8時30分から健康センターで受け付けます。定員になり次第申し込みを締め切ります。なお、申込書は申し込みに来た方1人につき1枚とします。（用紙は当日配布します）

**※電話受け付けは行いません。**

また、次のような方は検診を受けることができませんのでご注意ください。①胃の手術をした方。②胃及び十二指腸の病気で治療中または経過観察中の方。③妊娠をしている方及びその可能性のある方。

## 老人保健法に基づく健康教育と健康相談

市では、市民の方々の健康管理についての知識を高めるために、健康教育と健康相談を実施しますので多数の方々のご参加をお願いします。なお、参加される方の年齢制限等はありません。

〈**健康教育**〉

▽**日時**＝11月16日（金）・21日（水）午前9時30分～11時30分　▽**場所**＝福生保健所　▽**講師**＝保健婦及び栄養士　▽**テーマ**＝糖尿病予防食について　▽**定員**＝先着30人　▽**申込み**＝11月1日（木）午前8時30分から健康管理課健康管理係で電話で受け付けます。（☎51―1511内線366）へ。

〈**健康相談**〉

▽**日時**＝11月8日（木）・22日（木）午前9時30分～11時　▽**場所**＝市役所1階ロビー　▽**相談者**＝保健婦及び栄養士

▽**日時**＝11月19日（月）午後1時30分～3時　▽**場所**＝市役所1階ロビー及び相談室　▽**相談者**＝医師、保健婦及び栄養士

## 子どもまつり

＝第4回＝

子どもたちが中心となり、準備をしてきたお祭りです。

▽**日時**＝11月18日（日）午前10時～午後4時　▽**場所**＝白梅会館　▽**内容**＝ゲーム、工作、らくがきなど色々なコーナーがあります。　▽**費用**＝工作などの材料費は実費　▽**問合せ**＝白梅会館（☎53―3454）へ。

## 11月のカレンダー

| 日 | 曜日 | 行事・とよみ |
|---|---|---|
| 1 | 木 | 市民文化祭 11月3.4.5.10.11日 |
| 2 | 金 | |
| ③ | 土 | 文化の日 |
| 4 | 日 | **女性囲碁入門講座** |
| 5 | 月 | ▷**日時**＝毎週水・木曜日　花組―午後2時～4時　月組―午後7時～9時　▷**場所**＝福生囲碁センター　▷**指導**＝日本棋院普及指導員　▷**費用**＝テキスト代600円（ただし小・中学生囲碁教室は無料）　▷**主催**＝日本棋院福生支部　▷**申込み・問合せ**＝藤井　廣（☎51―2935）へ。 |
| 6 | 火 | |
| 7 | 水 | |
| 8 | 木 | |
| 9 | 金 | |
| 10 | 土 | |
| 11 | 日 | **市のチャイム放送が4時40分に変更** |
| 12 | 月 | **11月1日から来年3月31日まで市のチャイム放送が今までの5時15分から4時40分に変わります。** |
| 13 | 火 | |
| 14 | 水 | |
| 15 | 木 | 七五三 |
| 16 | 金 | **スキー・シネマ・フェスティバル** |
| 17 | 土 | **『スキー映画の夕べ』** |
| 18 | 日 | ▷**日時**＝11月16日（金）　午後6時30分開場　7時上映　▷**場所**＝市民会館小ホール　▷**内容**＝スキー映画の上映。スキー用具等の抽せん会。指導員のワンポイントレッスン等。　▷**主催**＝福生市スキー連盟 |
| 19 | 月 | |
| 20 | 火 | |
| 21 | 水 | |
| 22 | 木 | |
| ㉓ | 金 | 勤労感謝の日 |
| 24 | 土 | |
| 25 | 日 | |
| 26 | 月 | **12月1日から福生野球場、田園野球場は使えなくなります。** |
| 27 | 火 | 福生野球場・田園野球場は、冬期管理上、12月1日から来年3月31日まで使用できません。 |
| 28 | 水 | |
| 29 | 木 | |
| 30 | 金 | **市・都民税第3期分の納期限** |

## 語らいの広場　楽しい指圧

腰がいたい、肩がこる、こんな時のために簡単にできる指圧を覚えていきます。

▽**日時**＝11月9日（金）～12月14日（金）毎週金曜日　午後1時30分～3時30分　全6回　▽**場所**＝公民館　▽**内容**＝指圧のやり方、ツボの位置など　▽**講師**＝小峰徳路氏（光指圧治療院）　▽**対象**＝高齢者　▽**定員**＝先着20人　▽**服装**＝ズボン着用（コルセットは着用しない）　▽**持ち物**＝手ぬぐい、大きめのハンカチ筆記用具　▽**申込み・問合せ**＝11月1日（木）から公民館（☎52―1711）へ。

## 市民大学文学コース　万葉集を読む

奈良、平安時代の様々な人々の生活や感情を詩にした古典、万葉集を読みながら、平安の人々の心を一緒に学びます。

**テーマ**『万葉の女流歌人』

▽**日時**＝11月5日（月）～12月3日（月）毎週月曜日　午前10時～正午　全5回　▽**場所**＝松林会館　▽**講師**＝高野正美氏（立川短期大学助教授）　▽**申込み・問合せ**＝11月1日（木）から松林会館（☎52―3624）へ。

**女性史＝自分史を通して近代・現代の歴史を学ぶ**

戦前、戦後とこの近代、現代女性の歴史は大きく変化してきました。その大きな歴史の変化を、あらためて自分の生きてきた足跡を自分史としてまとめながら、近代、現代の女性史を学びます。

▽**日時**＝11月7日（水）～昭和60年2月6日（水）毎週水曜日（ただし12月19日～昭和60年1月9日は除く）　午前10時～正午　全10回　▽**場所**＝松林会館　▽**定員**＝先着15人　▽**申込み・問合せ**＝11月1日（木）から松林会館（☎52―3624）へ。

## ふっさニューイヤーコンサート

▽**日時**＝昭和60年1月13日（日）午後1時30分（開場）　午後2時（開演）　▽**場所**＝市民会館大ホール　▽**出演**＝島田祐子・大友直人（指揮者）・新星日本交響楽団　▽**曲目**＝第1部　ミュージカルメドレー「ウェストサイド物語」・「サウンド・オブ・ミュージック」・その他　第2部　ベートーベン「交響曲第6番田園」・その他

▽**入場料**＝前売り　指定席250円（大人・小人とも）　自由席400円（大人―1700円　小人―1000円　当日売は、300円増になります。※小人は、中学生以下

▽**プレイガイド**＝市民会館窓口・市役所市民相談係・西友福生店・かたばみ楽器店・羽村町公民館・マルフジ（熊川南店、銀座店、福生団地店、加美平店、ただし、自由席券のみ発売）。　▽**電話予約・問合せ**＝市民会館（☎52―1711）へ。

## 第38回市民名画劇場『チャップリンの黄金狂時代』

▽**日時**＝11月10日（土）午後4時30分・7時30分　2回上映　▽**場所**＝市民会館小ホール　▽**定員**＝各回とも先着260人　※入場無料

▽**問合せ**＝市民会館（☎52―1711）へ。

## 不用品交換

〈**ゆずります**〉

○空手練習着（小学生用）　○8トラ専用カラオケセット（中古）　○都市ガス用湯沸器　○ドライヤースタンド式　○ベビーバス　○ステレオ　○50CCバイク　○ガスレンジ（都市ガス）　○グランドピアノ（中古）　○お屠蘇セット

〈**ゆずってください**〉

○電気オーブン　○ピアノ（中古）　○子供用スキー用具ウェア一式　○ベビーバギー　○英文タイプライター　○子供用自転車（14インチ）　○乳母車　○ベビーダンス　○整理ダンス　○ベビーカーチェアー　○台所用湯わかし器（プロパンガス）　○ベビーベッド

なお、9月の成立件数は6件でした。また、登録の必要がなくなりましたら、必ず経済課商工係（☎51―1511内線272）へ。

## 各種の福祉手当を支給しています

該当される方は、厚生課窓口でお早めに手続きをしてください。

各種手当は一覧表のとおりです。ただし、手当によって所得制限がありますのでくわしくは厚生課厚生係（☎51―1511内線313・314）へ。

### 各種手当一覧表

| 各種手当名 | 対象者 | 月額 | 支給月 | 制限 所得 | 制限 併給 | 制限 年令 | 制限 施設入所 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 福祉手当 | 心身に重度の障害のある人<br>◎身障おおむね1級と2級（一部）<br>◎精薄愛の手帳おおむね1度と2度（一部）<br>◎心身の障害障害福祉年金1級相当ただし障害を理由とする公的年金を受給している場合を除く | 一〇五五〇円 | 4・8・12月 | あり | あり | なし | あり |
| 心身障害者福祉手当 | Ⓐ心身に重度の障害のある人<br>◎身障おおむね1級2級以上<br>◎精薄愛の手帳3度以上<br>◎脳性マヒ<br>◎心身の障害障害福祉年金1級<br>◎進行性筋萎縮症<br>Ⓑ・身障3級<br>Ⓒ・身障4級 | Ⓐ身障・精薄一一五〇〇円<br>その他一二〇〇〇円<br>Ⓑ四〇〇〇円<br>Ⓒ三〇〇〇円 | 4・8・12月 | なし | あり | なし | あり |
| 重度心身障害者（児）手当 | ◎重度の精薄で著しい精神症状を有する人<br>◎重度の精薄で身障1級2級<br>◎重度の肢体不自由者で、上下肢の機能を失った人いずれの場合もいつも人の介護を要すること（老人性疾患を除く）<br>心身障害者福祉センターの判定が必要 | 三四〇〇〇円 | 毎月 | なし | なし | なし | あり |
| 特別児童扶養手当 | 心身に中度以上の障害のある児童<br>Ⓐ重度障害児<br>◎身障おおむね1級2級<br>◎精薄愛の手帳おおむね1度2度<br>Ⓑ中度障害児<br>◎身障おおむね3級<br>◎精薄愛の手帳おおむね3度<br>20才未満 | Ⓐ三七七〇〇円<br>Ⓑ二五一〇〇円 | 4・8・12月 | あり | あり | あり | あり |
| 児童扶養手当 | 次の児童を扶養している母または養育者<br>◎父が死亡<br>◎父が生死不明<br>◎父に一年以上遺棄されている<br>◎父が法令により一年以上拘禁されている<br>◎母が婚姻によらないで出生<br>◎父が重度の障害を有する<br>18才未満障害児童の場合20才未満 | 児童一人三二七〇〇円<br>二人三七七〇〇円<br>一人増すごとに加算二〇〇円 | 4・8・12月 | あり | あり | あり | あり |
| 児童育成手当 | 次の児童を扶養している方<br>◎父又は母が離婚・死亡・生死不明<br>◎父又は母に一年以上遺棄されている<br>◎父又は母が一年以上拘禁されている<br>◎母が婚姻によらないで出生<br>◎父又は母が重度の障害を有する<br>義務教育終了前 | 七五〇〇円 | 2・6・10月 | あり | なし | なし | なし |
| 障害手当 | 心身に重度の障害のある児童<br>◎身障2級以上<br>◎精薄愛の手帳3度以上<br>◎脳性マヒ<br>◎進行性筋萎縮症<br>20才未満 | 九五〇〇円 | 2・6・10月 | あり | なし | なし | なし |
| 児童手当 | 18才未満の児童を3人以上扶養している方で、その3人目以降の児童のうち義務教育終了前の児童<br>18才未満 | 五〇〇〇円<br>保護者の市民税所得割が非課税の場合七〇〇〇円 | 2・6・10月 | あり | なし | なし | なし |
| 児童手当（特例給付） | 18才未満の児童を3人以上扶養している方で、その3人目以降の児童のうち義務教育終了前の児童で所得超過で児童手当を受けられない被用者<br>18才未満 | 五〇〇〇円 | 2・6・10月 | あり | なし | なし | なし |
| 老人福祉手当 | 常時ねたきりの状態が6ケ月以上の老人<br>65才以上 | 一六五〇〇円 | 4・8・12月 | なし | なし | なし | あり |